相続税の未成年者控除・障害者控除の確認表

亡くなった日の満年齢から、年数と控除の額を書き込みます。

控除の額の決まり

控除	年数	1年あたり
未成年者控除	18歳になるまでの年数	1年 10万円
障害者控除（一般障害者）	85歳になるまでの年数	1年 10万円
障害者控除（特別障害者）	85歳になるまでの年数	1年 20万円

年数に1年未満の端数があるときは切り上げて1年にします（＝18か85から満年齢を引いた数）。15歳9か月なら、9か月を切り捨てて15歳。18歳までの年数は3年で、10万円×3年＝30万円（国税庁 No.4164 の例）。

未成年者控除の早見表

満年齢	18歳までの年数	控除の額
0歳	18年	**180万円**
3歳	15年	**150万円**
6歳	12年	**120万円**
10歳	8年	**80万円**
12歳	6年	**60万円**
15歳	3年	**30万円**
17歳	1年	**10万円**

書き込み欄

名前	満年齢	年数	控除の額	本人の相続税	扶養義務者から引く額

使える人

- **法定相続人であること**：相続を放棄した人も、放棄がなかったものとして相続人なら当てはまる
- **未成年者控除：財産を受け取ったときに18歳未満**：日本に住所がある人（日本国籍があるなど一定の条件で国外に住む人も）
- **障害者控除：財産を受け取ったときに障害者**：日本に住所がある人。控除は85歳になるまでの年数で計算する

控除の額がその人の相続税より大きくて引き切れないときは、残りをその人の扶養義務者（配偶者・親や祖父母などの直系血族・兄弟姉妹のほか、3親等内の親族の一部）の相続税から引けます。前の相続でも未成年者控除・障害者控除を受けているときは、今回の控除の額が制限されることがあります。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4164「未成年者の税額控除」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.4167「障害者の税額控除」（令和8年4月1日現在法令等）（2026/11/15 確認）